

## 主要取扱品目ならびに諸経費等の消費税適用税率について

消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の実施に伴い、当社の主要取扱品目ならびに諸経費等の適用税率が下記の通り変更となります。

区 分		消 費 税 適 用 税 率		非課税対象
		軽減税率 8%対象	標準税率 10%対象	
取扱品目 (売上項目)	牛	枝肉、内臓(足骨含む)	原皮	
	豚	枝肉、内臓	原皮	
	他		豚胎盤	
その他売上項目			出荷奨励金	
諸 経 費 等			委託手数料、と畜使用料、清浄料、 格付料、荷下し料、冷蔵保管料、 係宿料、牛生体洗浄料、識別料、 配合飼料代、小動物病畜隔離業務代、 牛枝肉全廃棄焼却費負担金	検査料、注射代、 診断書及び検案書代、 と畜証明代、 事故救済基金会費

※令和元年10月1日上場分より（と畜使用料は10月1日と畜分より）変更となります。